

東京医療保健大学和歌山看護学部 ICT 推進委員会規程

(趣 旨)

第 1 条 東京医療保健大学和歌山看護学部の ICT の推進を図るため、和歌山看護学部 ICT 推進委員会（以下「委員会」）を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) ICT の整備に関する事項
- (2) ICT の研修会の実施に関する事項
- (3) ICT の教育方法の提案に関する事項
- (4) ICT 施策の推進、調整に関する事項
- (5) その他、ICT に関する事項

(構 成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 和歌山看護学部教授会において任命する専任教員
- (2) 和歌山事務部長
- (3) その他、委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

(事 務)

第 5 条 委員会に関する事務は、和歌山事務部が行う。

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。